のです。

16条の規定に基づいて公表するも

(請求)

(申出)

義務公開

任意公開

合計

度の実施状況を公表します。

平成18年度における情報公開制

請求

(申出)

件数

33件

33件

〇件

いて、公開の申し出に基づいて公開することをいいます。

これは、

高浜市情報公開条例第

4件でした。

◆不服申立ての状況

(内線%)

361

市役所文書管理グループ

件、非公開が〇件、

ては、公開が21件、

部分公開が8 文書不存在が

問合せ先

求(申出)があり、その内訳とし

平成18年度は、全体で33件の請

臨時職員募集

職種 保育補助

勤務時間

募集人数 若干名 (土曜) 正午~午後6時 (平日) 午後3時30分~6時 市内公立保育園

申込方法 市役所3階子育て施設 ※面接によって決定します で申し込んでください グループに備え付けの応募用紙

〇件

〇件

〇件

申込期限

☆52-1111 (内線315) 市役所子育て施設グループ

部分公開

8件

0件

8件

です。

情報公開制度

公開

21件

21件

〇件

実施状況の公表

6月29日金 処理状況 の内容 決定(回答) 取下げ 非公開 不存在

不服申立ては、

ありませんでし

個

情報保護制

度

運用状況の公表

平成8年4月1日から、市では

◆公文書の公開の請求および処理

O件 〇件 ※義務公開とは、高浜市情報公開条例が施行された平成4年4月1日以後に実施機関の職員が作成 取得したりした公文書について、公開の請求に基づいて公開することをいいます。

O件

※任意公開とは、平成4年4月1日前に実施機関の職員が作成したり、取得したりした公文書につ ます。 個人情報保護条例が施行されてい

この個人情報保護条例は、市が

4件

〇件

4件

取り扱いを確保するとともに、だ ルールを定め、個人情報の適正な 個人情報を取り扱う際の具体的な 護条例の運用状況は、 れもが自分の情報の開示・訂正な を保護しようとするものです。 ることによって、個人の権利利益 どを請求できる権利を明らかにす 平成18年度における個人情報保 次のとおり

①自己情報の取扱事務の登録状況

④自己情報の利用停止請求の状況 ③自己情報の訂正請求の状況 ②自己情報の開示請求の状況

※②~⑤の実績はありませんでし ⑤不服申立の状況

問合せ先

(内線314・329)

	実 施 機 関	登録件数	実 施 機 関	登録件数
市	地域協働部	57件	議 会	7件
	市民総合窓口センター	91件	教育委員会	33件
	福 祉 部	104件	選挙管理委員会	11件
	こども未来部	37件	公平委員会	1件
長	都市政策部	67件	監査委員	1件
	行政管理部	24件	農業委員会	1件
	市立病院	2件	固定資産評価審査委員会	1件
	小 計	382件	水道事業管理者	7件
			合 計	444件

表 自己情報の取扱事務の登録状況